

① 直売所を巡って集めよう

東近江地域の農産物直売所スタンプラリー

農産物直売所をより多くの人に知っていただくため、東近江地域2市2町の農産物直売所が連携し、スタンプラリーを実施します。

東近江地域の農産物直売所18か所を対象で、7か所以上のスタンプを集めた参加者に抽選で直売所の商品詰合せ(3,000円相当分)を50人に



プレゼントします。各直売所に、スタンプ帳を設置します。

■ 開催期間

7月3日(月)から9月30日(土)まで

■ 市内の対象直売所(9か所)

八日市やさい村、万葉の郷ぬかづか、湖東味咲館、永源寺ふるさと市場、あいつ直売館、旬菜館さくら、ごきげん館、J A東能登川直売所「菜々笑」、道の駅奥永源寺溪流の里

■ 東近江地域農業センター

☎0748-23-0859

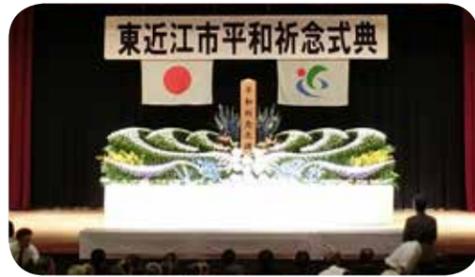
① 平和の尊さを考えよう

東近江市 平和祈念式典

戦争の悲惨さ、平和の尊さを市民の皆さんとともに考える機会として、平和祈念式典を開催します。献花、戦跡訪問の作文発表などを行います。

時 7月8日(土)9:30~10:35

場 愛東コミュニティセンター ホール



健康福祉政策課 ☎0748-24-5512

IP050-5801-0945 FAX0748-24-5693

① あなたが園の名付け親に!

認定こども園の園名を募集

平成30年4月に開園を予定している、中野幼稚園とみつくり保育園を移転統合して新設する認定こども園の園名を募集します。園名は10月中旬に決定し、広報ひがしおうみや市ホームページなどで発表します。

採用された園名の応募者へは、記念品を贈呈します。(応募多数の場合は抽選で3人)



■ 募集期間

7月1日(土)から31日(月)まで

■ 対象

市内在住の人

■ 応募方法

応募用紙に、①園名、②園名の理由、③応募者の住所および氏名、電話番号を記入して、幼児課へ持参または郵送、ファックス、メールで応募してください。

■ 注意事項

園名には、ひらがな、カタカナ、漢字を使用し、漢字にはふりがなをふってください。また、末尾は「〇幼児園」に統一します。応募作品に関する一切の権利は、東近江市に属するものとします。

■ 申請幼児課

☎0748-24-5647

IP050-5801-5647

FAX0748-23-7501

メール youji@city.higashioji.lg.jp

① 後期高齢者医療制度のお知らせ

平成29年度の後期高齢者医療保険料の通知書

7月中旬に郵送します

平成29年度の保険料は、平成28年中の所得に基づき計算しています。・「特別徴収」の欄に金額が記載されていれば、その金額を年金から直接お支払いいただきます。

・「普通徴収」の欄に金額が記載されていれば、納付書か口座振替でお支払いいただきます。

新しい被保険者証を

7月中旬に郵送します

8月1日から新しくなる「後期高齢者医療被保険者証」(びわ色)を7月中旬に簡易書留郵便で送付します。



① 「限度額適用・標準負担額減額認定証」を更新します

入院時や高額な外来診療を受けるときに、医療機関に提示すると入院時の食事が減額され、医療機関でのお支払いの上限が限度額までとなります。

対象となる人は、後期高齢者医療制度の被保険者で、平成29年度の市県民税が世帯全員非課税の人です。

平成29年7月31日まで有効の認定証をお持ちの人で、平成29年8月以降も該当する人には、新しい被保険者証に同封して郵送します。(手続き不要) 対象となる人で限度額適用・標準負担額減額認定証をお持ちでない人は申請してください。

① 医療制度が改正されます

「平成29年4月からの保険料の軽減率」と「平成29年8月からの高額療養費の上限額」について制度が改正されました。詳しくは、被保険者証に同封するしおりをご覧ください。

■ 申請保険年金課

☎0748-24-5631

IP050-5801-5631

FAX0748-24-5576

① 将来への橋渡し 国民年金

保険料の納付が困難な場合は、免除・猶予制度があります

国民年金の保険料を納めることは義務ですが、経済的な理由などで保険料を納めることが困難な場合は、納付が免除または猶予される制度があります。制度には所得など一定の要件があり、申請して承認を受けることが必要です。

平成29年7月から平成30年6月分までの免除・猶予申請は、本年7月から手続きすることができます。

なお、免除・猶予・学生特例は、申請日から2年1か月前までさかのぼって手続きすることができます。

■ 保険料の納付免除

本人や配偶者、世帯主の前年所得が一定基準以下の場合、保険料の全

額または一部が免除されます。

なお、一部免除(4分の1免除、半額免除、4分の3免除)された人は、免除後の保険料の納付がなければ未納と同じ扱いになります。

■ 納付猶予

50歳未満の人で、本人・配偶者の前年所得が一定基準以下の場合、納付が猶予されます。ただし、平成27年度分以前については、30歳未満の期間に限り申請可能です。

■ 学生の納付特例

学生で、本人の前年所得が一定基準以下であれば、納付が猶予されます。継続して猶予を希望する場合は、毎年4月以降に必ず申請してください。

■ 申請保険年金課または各支所

☎0748-24-5631

IP050-5801-5631

FAX0748-24-5576

① 日本年金機構からのお知らせ
年金の受給資格期間が短縮されました

年金を受け取るために必要な保険料の納付期間などが、25年から10年に短縮されました。

対象となる人には日本年金機構から「短縮」と記載した黄色の封筒を順次お届けしています。

受給権の発生は平成29年8月です。(初回の振込は平成29年10月予定)

申請が遅れると受給開始日も遅れますので、お手元に届きましたら「ねんきんダイヤル」で予約し、早めに手続きしてください。

■ ねんきんダイヤル

☎0570-05-1165

① 空家などの新たな活用

空家などの新たな可能性を生み出す
モデル事業を募集

空家などの新たな活用方法の提案を募集し、優れた提案に対して、実際に必要な費用の一部を市が助成します。

- 補助採択数 若干数
- 補助金額 補助対象となる改修費用の3分の2
一事業最大500万円



■ 応募対象事業
自治会やまちづくり協議会、市民活動団体などが取り組む事業で、空家などの活用をとおして、地域の活性化が図られるなど公益性があり、新たなまちづくりのきっかけとなる事業

- 応募締切 7月31日(月)まで
- 問総務課
☎ 0748-24-5600
IP 050-5801-5600
FAX 0748-24-0752

① よい歯で健康に

親と子のよい歯のコンクール



口腔衛生に対する関心を高め、健康づくりを進めることを目的に、「東近江市親と子のよい歯のコンクール」を6月8日(休)に開催しました。最優秀賞を受賞された吉川仁美さん、珠暖さん親子は、滋賀県が開催する「第66回親子でいい歯コンクール」に本市を代表して出場されます。

問健康推進課 ☎ 0748-24-5646
IP 050-5801-5646 FAX 0748-24-1052

① 1年間よろしくお願ひします

人権のまちづくり協議会
会長に増田さん

平成29年度人権のまちづくり協議会総会が開催され、会長・副会長が次のとおり決定しました。(敬称略)

会長 増田信夫(湖東)
副会長 久保善久(平田)
山田幸平(御園)

また、各地区人権のまちづくり協議会会長は次のとおりです。
久保善久(平田)、大久保弥一(市辺)、武久哲朗(玉緒)、山田幸平(御園)、菊井吉男(建部)、三井鉄也(中野)、中根和平(八日市)、壁瀬秀夫(南部)、小口広之進(永源寺)、河村栄一(五個荘)、澤田康弘(愛東)、増田信夫(湖東)、小松安希子(能登川)、岡崎嘉一(蒲生)

問生涯学習課

☎ 0748-24-5672
IP 050-5801-5672
FAX 0748-24-1375

① 協働で未来を築く

『共に考え、共に創る』わがまち協働大賞

協働によるまちづくりを進めるため、市内で実施されたプロジェクト、活動、行事、制度などの事例を募集します。優良事例については表彰します。

また、表彰された事例への副賞となるサービスのクーポン券などを提供していただける協賛事業所も募集します。

■ 事例の募集

募集期間= 7月31日(月)17:00 まで
申込方法= 所定の申込用紙(市ホームページからダウンロード可)に事業の概要が分かるもの(チラシ・企画書など)を添えて提出してください。

■ 協賛事業所の募集

募集期間= 9月29日(金)17:00 まで
申込方法= 所定の申込用紙(市ホームページからダウンロード可)を提出してください。
問NPO法人まちづくりネット東近江(八日市緑町4-1)



☎ FAX 0748-56-1277

① 店舗を改修し、にぎわいを創出

リノベーション支援事業補助金

小規模事業者の店舗の改修などに係る工事費用の一部を助成します。

- 補助対象者
 - ・小規模事業者であること
 - ・八日市商工会議所または東近江市商工会の会員であること
 - ・小規模事業者経営発達支援計画に基づいて行う支援を受け事業を実施していること
 - ・市内で2年以上の営業実績があること

■ 補助金額
補助率：工事費用の2分の1(上限50万円)
ただし、10万円以上の工事に限る。

■ 申込期間
7月14日(金)17:00まで

■ 注意事項
受付期間終了後の審査により交付の可否を決定します。交付決定後に工事着手してください。詳しくは市ホームページをご覧ください。

問商工労政課 ☎ 0748-24-5565
IP 050-5802-9540 FAX 0748-23-8292

① 子どもたちの成長のために

東近江やまの子

キャンプ

ボランティアスタッフ募集

市内の小中学生を対象に夏休みに実施する「東近江やまの子キャンプ」で、子どもたちの活動を補助していただくボランティアスタッフを募集します。子どもたちの成長とともに支えませんか。
内容 II ワナ焼き、活動写真撮影、

子どもたちの安全管理など
時 7月29日(出)〜8月3日(休)
対野外活動に興味があり、心身ともに健康な人(中学生以下を除く)。
※子どもが好きな人大歓迎。経験や資格は問いません。
定若干名
問 7月21日(金)まで
問生涯学習課
☎ 0748-24-5672
IP 050-5801-5672
FAX 0748-24-1375

① 明るい社会を築こう

7月は、「社会を明るくする運動」の強調月間です

社会を明るくする運動は、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

強化月間にあわせて、一般公開でケース研究会(主催：更生保護女性会)を開催します。

時 7月12日(水)13:30から
場 能登川コミュニティセンター
問健康福祉政策課
☎ 0748-24-5512
IP 050-5801-0945
FAX 0748-24-5693

無料でご参加いただけます。



更生ペンギンのポゴちゃん

市長への手紙

(市政への意見)

① ご意見や提案を届けてください

市民の皆さんの声を市政に反映するため、「市長への手紙」投稿ポストを市役所本庁舎、各支所、八日市8地区の各コミュニティセンターに設置しています。暮らしの中で感じている思いを届けてください。

また、市ホームページからも「市政への意見 提言」を投稿できます。皆さんからの建設的なご意見やご提案をお待ちしています。



▲設置しているポスト

問市民生活相談室
☎ 0748-24-5616
IP 050-5801-5616
FAX 0748-24-0217